

JCSS における「書面・押印・対面の見直しに係る認定センターの対応について」の
運用に関する補足

認定センターは、政府の行政手続きにおける書面主義、押印主義及び対面主義の見直し方針を受け、「書面・押印・対面の見直しに係る認定センターの対応について」（以下、「認定センター方針」と略する）を作成、公表しています。

(<https://www.nite.go.jp/data/000118265.pdf>)。

「認定センター方針」にある各方針は認定センターが運営する認定業務全般にかかる共通方針ですが、JCSS においては計量法関係法令（計量法、計量法施行規則）に基づき、上記公表文書の記載方針と一部異なる運用を行います。

以下に、JCSS に関する「認定センター方針」の補足内容を示します。各項目番号及び見出しは、「認定センター方針」に整合していますので、「認定センター方針」をあわせ参照ください。

1. 基本方針

- i) JCSS 登録証は、当面の間、従来通り紙媒体により（NITE 理事長の公印を付し）交付します。登録証以外の全ての文書類の発行、送付は、電磁的な方法にて行います。
- ii) JCSS 申請、届出を書面により行うことは妨げません。書面にて提出いただく文書等には、押印を求めません。

2. 申請手続きに関する変更

JCSS の各種申請及び届出については、計量法関係法令の定めにより、以下の方法による資料の提出が可能です。

- i) 認定申請審査業務システムによる提出（「認定センター方針」2. ①）
- ii) 電磁的記録媒体による提出
- iii) 紙媒体による提出

「認定センター方針」2. に定める「②大容量ファイル交換システム」及び「③電子メールによる提出」は認められません。

3. 認定証の発行に関する変更

今後は、認定事業者様からのご要望が無い限り、紙媒体の認定証は発行しません。紙媒体の認定証の発行を希望される場合は、事務局担当に連絡ください。なお登録証については1. i)にあるように、当面の間は従来通り、ご要望の有無にかかわらず紙媒体により発行します。

4. 各種通知等の発行に関する変更

JCSS 登録証を除き、「認定センター方針」4. に同じ。

5. 認定契約書の締結に関する変更

「認定センター方針」5. に同じ。

6. 法令等により押印が必要となる手続き

2020年12月28日付計量法施行規則改正により、JCSS登録に係る全ての申請・届出の押印が不要となりました。これにより、申請書、届出書を電子ファイルで作成し、2. i)又はii)により提出することを可能とします。申請書、届出書を電子ファイルにて提出する場合は、PDF形式で作成ください。

以上